

Ⅲ 特定工場・事業場立入検査結果

大気汚染防止法、悪臭防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例の規制対象事業場・工場に対し、ばい煙等の規制基準を遵守させるため、公害発生施設の管理状況等について立入検査を実施している。平成 28 年度の各関係の立入検査結果は、表 3-3-1～表 3-3-6 のとおりである。

表 3-3-1 大気関係立入検査結果（ばい煙、VOC）

年度	立入 事業場数	重油採取 事業場数	基準不適合 事業場数	処置		
				一時停止	改善命令	行政指導
H24	72	25	0	0	0	18
H25	73	27	0	0	0	15
H26	77	23	0	0	0	21
H27	55	23	0	0	0	30
H28	98	29	0	0	0	31

表 3-3-2 悪臭関係立入検査結果

年度	立入 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適合 事業場数	処置		
				一時停止	改善命令	行政指導
H24	0	0	0	0	0	0
H25	1	1	0	0	0	0
H26	6	0	0	0	0	2
H27	13	0	0	0	0	9
H28	10	0	0	0	0	6

表 3-3-3 ダイオキシン類立入検査結果（大気・水質関係）

年度	立入 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適合 事業場数	処置		
				一時停止	改善命令	行政指導
H24	5	0	0	0	0	0
H25	0	0	0	0	0	0
H26	3	0	0	0	0	0
H27	4	0	0	0	0	0
H28	8	0	0	0	0	0

表 3-3-4 水質関係立入検査結果

区分 年度	法 条例	規制対象 事業場数	立入実施 事業場数	基準 適合事 業場数	排水基準 不適合事 業場数	基準不適合 率(%)	処置		
							一時停止	改善命令	行政指導
H24	法	262	125	122	3	2	0	0	3
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H25	法	265	159	155	4	3	0	0	4
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H26	法	261	144	139	5	3	0	0	5
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	法	258	151	143	8	5	0	0	8
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	法	259	135	133	2	1	0	0	2
	条例	0	0	0	0	0	0	0	0

※排水規制のかかる事業場（排水量が 50 m³/日以上のある事業場、排水量が 50 m³未満のある事業場のうち有害物質排出事業場及び上乗せ規制事業場（重金属及び畜産）、構造基準のかかる事業場（有害物質使用特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場（全量下水道放流を含む））を示す。

表 3-3-5 騒音関係立入検査結果

区分 年度	法 条例	規制対象 事業場数	立入実施 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適合 事業場数	基準不適合 率(%)	処置		
							改善命令	改善勧告	行政指導
H24	法	5,354	85	84	28	33	0	0	28
	条例	8,911							
H25	法	5,269	79	76	19	25	0	0	19
	条例	8,878							
H26	法	5,278	92	88	15	17	0	0	15
	条例	8,912							
H27	法	5,292	94	93	19	20	0	0	19
	条例	8,976							
H28	法	5,273	94	91	31	34	0	0	31
	条例	8,961							

表 3-3-6 振動関係立入検査結果

区分 年度	法 条例	規制対象 事業場数	立入実施 事業場数	測定実施 事業場数	基準不適合 事業場数	基準不適合 率(%)	処置		
							改善命令	改善勧告	行政指導
H24	法	4,304	18	18	0	0	0	0	0
	条例	294							
H25	法	4,231	17	16	0	0	0	0	0
	条例	322							
H26	法	4,238	41	39	0	0	0	0	0
	条例	355							
H27	法	4,252	48	48	0	0	0	0	0
	条例	388							
H28	法	4,231	54	52	0	0	0	0	0
	条例	425							